

区連会1月定例会資料
令和8年1月20日
総務課／福祉保健課／高齢・障害支援課

災害時要援護者支援に関する取組について

自治会・町内会をはじめとする地域の皆様には、日頃から災害時要援護者支援の取組にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

災害時要援護者名簿（以下「名簿」とします。）や必要物品等の送付についてご案内します。

1 名簿及び啓発物品等について

名簿の提供について南区と協定を締結している自治会町内会へ、次のとおり名簿等を送付します。

（1）送付物

物品等名称		内容等
ア	災害時要援護者名簿 (1部)	<ul style="list-style-type: none">令和7年度作成の名簿です。※令和6年度作成名簿（旧名簿）は回収します。
イ	区域住宅地図（白地図） (1部)	<ul style="list-style-type: none">自治会町内会の範囲の住宅地図です。災害時要援護者の居所の記載はありません。災害時要援護者支援に限らず、広く地域の見守り活動等に御活用いただけます。 <p>※地図は回収しません。</p>
ウ	啓発物品（名簿掲載人数分）	<ul style="list-style-type: none">令和7年度は、災害用簡易トイレです。
エ	訪問用チラシ (名簿掲載人数分+予備)	<ul style="list-style-type: none">災害時要援護者支援の取組の案内チラシです。
オ	災害時要援護者支援 共助の取組事例アイデア集 (1部)	<ul style="list-style-type: none">自治会町内会等の支援者向けリーフレットです。※令和6年度にお配りしたものと同じものです。
カ	旧名簿回収用レターパック (1部)	<ul style="list-style-type: none">昨年度お渡しした令和6年度作成名簿（旧名簿）をご返送いただくためのレターパックです旧名簿を入れて、郵便ポストに投函してください。

（注意事項）「ウ 支援物品」及び「エ 訪問用チラシ」は、各自治会町内会の災害時要援護者支援の取組に合わせてご活用ください（災害時要援護者へ必ず配布をお願いするものではありません。）。

（2）送付先及び時期

ア 送付先

協定締結済の自治会町内会長様のご自宅へ郵送します（レターパック）。

※送付物の数量が多い場合、レターパックを複数個お送りする場合があります。

イ 送付時期

令和7年1月末～2月初旬頃

（3）その他

「エ 訪問用チラシ」及び「オ 共助の取組事例アイデア集」が追加で必要な場合は、高齢・障害支援課へご連絡ください。

なお、どちらの資料も南区ウェブサイトからダウンロードできます。

＜南区ウェブサイト 災害時要援護者支援ガイド＞

最新の「南区災害時要援護者支援 区の名簿の受領・活用の手引き」や
過去の研修資料等を掲載しています。



https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html

2 令和6年度作成名簿（旧名簿）について

昨年度お渡しした令和6年度作成名簿（旧名簿）を回収します。

お手数ですが、今年度の名簿に同封するレターパックでご返送いただきますようお願いします。

※ 昨年度までは、各連合の定例会等で区職員にお渡しいただくか区役所へお持ちいただいていましたが、自治会町内会長の皆様のご負担を踏まえ、レターパックでの返送に変更しました。

3 その他

要援護者支援に関するご相談については、通年で受け付けています。

また、区職員が地域にお伺いして説明・意見交換等を行う「ご近助講座」についても、ご要望に応じて隨時行いますので、お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】災害時の自助・共助に関すること
啓発物品に関すること

総務課 341-1225

災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること
名簿の回収に関すること

福祉保健課 341-1181

災害時要援護者名簿に関すること

高齢・障害支援課 341-1136